平成２８年（フ）第２７号
香川県善通寺市仙遊町１丁目９番18号
債務者　矢野　眞央
1　決定年月日時　平成28年５月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第３２号
香川県仲多度郡まんのう町長尾2537番地２
債務者　川瀬　諄也
1　決定年月日時　平成28年５月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第５６号
茨城県下妻市半谷492番地２　６号
債務者　小嶋　順一（旧姓船越）
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第８２号
千葉県市原市青柳３丁目10番地11
債務者　宮城きよの
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８９号
千葉県習志野市東習志野８丁目23番５号　第二小松コーポ208号
債務者　鈴木　文夫
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１４０号
千葉県船橋市緑台１丁目４番４棟403号
債務者　景山真由美（旧姓林）
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２１９号
千葉県市川市塩浜４丁目３番２棟301号　（ハイタウン塩浜）
債務者　向出　　聡
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２４５号
千葉市中央区矢作町494番地５　コーポ長島Ｂ201号
債務者　宮城　　滝
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２７３号
千葉県市川市柏井町４丁目396番地１　（陽あたりハウスⅢ201号）
債務者　井坂　一義
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２７８号
千葉市若葉区若松町444番地48　ミキハイツＡ202号
債務者　渡辺　直美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２８２号
千葉県八千代市村上1113番地１　１街区32棟805号
債務者　髙谷　義則
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２８３号
千葉県八千代市村上1113番地１　１街区32棟805号
債務者　髙谷かつ子
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２８６号
千葉県船橋市上山町３丁目634番地９　ファミール上山102号
債務者　小林　　豊
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２９２号
千葉市若葉区小倉台５丁目３番９棟205号
債務者　袖山　吉三
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２９９号
千葉県市原市青柳３丁目10番地11
債務者　宮城　政弘
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３１２号
千葉県浦安市堀江６丁目14番16号　五陽ハイツ（105）
債務者　浅賀　洋子
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３１９号
千葉県市原市君塚５丁目６番地２
債務者　嶋田久美子
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係